

営農継続支援(市単独事業)・有害鳥獣等対策事業のご案内

農業者が営農を継続できる環境づくりに向けた津市独自の営農継続支援事業として、耕作放棄地の未然防止に対する支援を中心に、令和6年度より、既存の事業に加えて以下の7事業を新たに開始・拡充しました。

経営基盤強化支援事業補助金

【担い手等法人化推進事業】

申請期限 1月末日

経営体が法人化した場合に補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・法人化を希望する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

◎ 補助金

- ・対象経費の1/2（上限121,000円）

◎ 交付対象経費

- ・定款の認証に要する経費 ・登記申請に要する経費

◎ 交付要件

- ・定款を作成し公証役場において認証されること
- ・法務局において法人として登録されること

◎ 必要書類

- ・公証役場において認証を受けようとする定款
- ・法人登記申請書の写し



【新たな人材雇用支援事業】

申請期限 2月末日

経営体が新規に人材を雇用した場合に補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

◎ 補助金

- ・233,000円/ 1人（交付対象者と就農者で折半）

◎ 交付対象経費

- ・三重県の最低賃金に基づき農作業の繁忙期の3ヶ月分の賃金相当額の費用

◎ 交付要件

- ・1年以上の雇用契約を交わすこと。
- ・常時雇用するものであること。
- ・3親等以外の者の雇用であること。

◎ 必要書類

- ・経営基盤強化支援事業補助金（人材雇用）交付申請に係る誓約・同意書
- ・申請者が新たに雇用しようとする者の履歴書

耕作条件不利農地借受奨励金

耕作条件が不利な農地を借り受けた場合に奨励金を交付します。

◎ 対象者

- ・農地の借り受けを行った認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者

◎ 奨励金

- ・47,000円/10a

◎ 奨励金の考え方

- ・10aあたりの水稻耕作に要する必要経費（種苗費・肥料費・農薬費・諸材料費等の合計額）に対し定額を支援

◎ 交付要件

- ・耕作が不利な条件として定めるもののうち2つ以上に該当する農地であること
- ・利用権設定等の期間が、5年以上であること

耕作が不利な条件として定めるもののうち2つ以上に該当する農地とは？

- ・面積が狭小で作業効率が悪い農地（10a未満）
- ・形状が不整形で作業効率が悪い農地（畦畔が曲線、多角形）
- ・進入路がなく自分の耕作地以外の農地等を横断する必要がある農地（進入路がない）
- ・取水が困難で水路等がなく、揚水設備の設置を要する農地
- ・鉄塔等の大きな障害物が存在する農地（建築物、看板等の工作物）
- ・日照時間が著しく短い農地（中山間地等の山の法地で、日がほとんど当たらない所）

◎ 必要書類

- ・農地を借り受けたことを証する書類
- ・耕作条件不利農地であることを証する書類
交付対象の借受農地一覧、農地の現況写真、位置図、その他耕作条件不利農地であることを証するために必要な書類

集落営農組織が交付を申請する場合

- ・組織の代表者が定められていることが分かる書類
- ・組織の規約又は定款の写し
- ・組織が管理している金融機関等の通帳の写し

農用地流動化促進事業奨励金(拡充)

初めて利用権が設定された畑地を借りた場合に、既存の奨励金に加算して交付します。

◎ 対象者

- ・認定農業者、認定新規就農者

◎ 奨励金

- ・10,000円/10a

※既存の奨励金に上乗せ

- ・美杉地域の農用地… 30,000円/10a（既存奨励金20,000円/10a）
- ・美杉地域以外の農用地… 20,000円/10a（既存奨励金10,000円/10a）

◎ 交付要件

- ・利用権設定促進事業等に基づく貸借権が設定されたことのない畑地に、新規で利用権設定等をするもの
- ・利用権設定等の期間が、5年以上であること
- ・農用地利用集積等促進計画で利用権設定等に係る農用地が定められ、公告された利用権設定等であること

隣接する水田間の畦畔を除去し、農地区画を拡大する事業に対して補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・2筆以上の隣接する田、畑を自ら耕作する農業者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者

◎ 補助金

- ・畦畔除去… 5,000円/ 10m ・畦畔除去後の整地… 7円/ 1 m²

◎ 交付対象経費

- ・区画拡大のための畦畔除去に係る費用及び畦畔除去後の整地に係る費用

◎ 交付要件

- ・農地所有者の同意等を得ること
- ・国又は県の補助の採択があった事業は交付対象としない

◎ 必要書類

- ・事業計画書
- ・事業実施農地の権利設定を証する書類
- ・畦畔の除去等に係る地権者の同意書
- ・畦畔を除去する前の農地の写真

集落営農組織が交付を申請する場合

- ・組織の代表者が定められていることが分かる書類
- ・組織の規約又は定款の写し
- ・組織が管理している金融機関等の通帳の写し

**小規模機械導入支援事業補助金**

初めて農業を畑地で行う場合、必要な小規模機械（管理機、草刈機、噴霧機、施肥機）の新規導入に対して補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・新たに農業を始めようとする者で、農家台帳に登録がない者（3親等以内の親族が農家である者は除く。Uターン、Iターン等を含む）

◎ 補助金

- ・対象経費の1/2（上限150,000円）

◎ 交付対象経費

- ・小規模機械（管理機、草刈機、噴霧機、施肥機）の新規購入に要する経費

◎ 交付要件

- ・農地を所有していない場合は、農地を借り受けて耕作すること
- ・農地を所有している非農家の場合は、現に作物が作付けされておらず新たに耕作を行うものであること
- ・100m²以上の畑地で、事業年度を含め3年以上耕作を行うこと

◎ 必要書類

- ・事業概要調書
- ・事業実施位置図
- ・耕作予定地の面積及び所有者が確認できる書類
- ・購入予定である小規模機械のカタログの写し
- ・見積書

ジャンボタニシ被害防除事業補助金

申請期限 2月末日

水田耕作者がジャンボタニシの駆除を目的として使用する薬剤に対して補助金を交付します。

◎ 対象者

- ・市内の水田所有者または耕作者（法に基づく権利設定を受けている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）

◎ 補助金

- ・対象経費の1/3

◎ 交付対象経費

- ・薬剤購入費

◎ 交付要件

- ・薬剤はスクミノン、スクミンバイト3、石灰窒素等の農薬として登録されていること。
- ・被害が確認できる水田であること。

◎ 必要書類

- ・散布ほ場一覧
- ・薬剤を購入したことが確認できる書類の写し（例 領収書等）

他の機関の援助制度を受けている場合

- ・援助金交付申請書の写し
- ・振込金額が記載された通帳の写し

有害鳥獣捕獲報償金（拡充）

カラスを捕獲した者に対して報償金を交付します。

◎ 対象者

- ・津市が発行する有害鳥獣捕獲許可の交付を受けている者

◎ 報償金

- ・500円/ 1羽

◎ 交付要件

- ・個体の写真と両脚を提出又は、現場で確認を受け両脚を提出すること。

※各事業とも予算の範囲内の交付となります。交付には細かな要件がありますので、活用をお考えの方は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

津市 農林水産部 農林水産政策課 TEL：059-229-3172

各総合支所地域振興課
（久居）255-8846（河芸）244-1706（芸濃）266-2516
（美里）279-8115（安濃）268-5517（香良洲）292-4308
（一志）293-3005（白山）262-7017（美杉）272-8085